

「下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン（案）」

改正検討会

設置趣旨

- 今後、より厳しい財政状況、人材不足の下で、適切に施設を管理運営し、持続可能な下水道事業を実現していくためには、下水道施設の運営において、公共施設等運営事業をはじめとする PPP/PFI 手法の活用が有効となり得る。
 - 「経済財政運営と改革の基本方針」や「PPP/PFI 推進アクションプラン」等の政府方針においても、下水道分野において、公共施設等運営事業をはじめとする PPP/PFI 手法の導入促進が求められている。
 - 政令指定都市をはじめ人口 20 万人以上の大規模自治体では、PPP/PFI 手法の導入が進んできているが、人口 20 万人未満の中小規模自治体における導入については、伸び悩んでいるのが実状である。
 - かかる状況を踏まえ、国土交通省では、下水道分野において特に中小規模自治体における PPP/PFI 手法導入を促進することを目的とし、手法ごとの特徴や具体の検討に係る業務の流れをわかりやすく解説するガイドラインとして改正の検討を行うこととし、当該検討内容を審議するため『「下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン（案）」改正検討会』を設置するものである。
- ※ 本検討会では、現行の「下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン（案）」について、「PPP/PFI 手法選択ガイドライン」との略称を用いることがある。